

児童買春・児童ポルノ禁止法施行

警察では、児童の権利を守るために児童ポルノの根絶に向けた様々な取り組みを行っています。

児童ポルノの根絶のためには、社会全体の取り組みが必要です。みなさまのご協力をお願いします。

児童買春・児童ポルノ禁止法

平成11年11月1日に児童の権利擁護を目的とした「児童買春・児童ポルノ禁止法」が施行されました。これにより、児童買春をした者や、児童ポルノを販売、製造等した者は、厳しく処罰されます。

また、同法違反の罰則が強化され平成16年7月8日に施行されました。

違反となる主な行為と罰則

- 児童売春すること
 - ‥5年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- 児童買春を周旋・勧誘すること
 - ‥5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又は、併科
(7年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金)
- 児童ポルノを提供・製造・保管等すること
 - ‥3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し又は公然に陳列すること
 - ‥5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又は併科
- 児童買春との目的で売春すること
 - ‥1年以上10年以下の懲役
 - これらの行為は、日本国民が国外で犯した場合も罰せられます。 —

※ 児童とは

18歳に満たない者をいいます。

※ 児童買春とは

児童に対し、対象を供与し、又は供与の約束をして、児童に対し、性行為等をすることをいいます。

※ 児童ポルノとは

児童の写真、ビデオテープその他で、次のいずれかの姿態を視覚により、認識できる方法による
描写したものとします。

- 児童の性行等の姿態
- 児童の性器等を触る行為等の姿態であって、性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 衣服の全部又は一部を付けない児童の姿態であって、性欲を興奮させるもの

被害にあわないために

携帯電話やスマートホンのアプリを利用した児童買春、児童ポルノの被害が広がりつつあります。

児童が児童ポルノ製造の被害にあう場合には、無理矢理撮影されてしまう場合のほか、次のようなこともあります。

- インターネットのサイトで知り合った人に言葉巧みにだまされたり脅されたりして、自分の裸を撮影してメールで相手に送信してしまう。
- 会ったことのない異性が、同性であるふりをして裸の写真を交換しようと持ちかけ、同性の友人ならばと、自分の裸の写真を送ってしまう。
- 児童買春の相手方となった際に、気づかない間に性行為の場面を撮影され、DVDを作成されてしまう。
- 子どもたちの中には、安易な気持ちや悪ふざけの延長で、裸の姿を撮影され、その写真がネット上に載ってしまう。

インターネット上に写真や動画が流出すると、たとえ被害を受けた児童自身が保護されたとしてもコピーが繰り返され回収は難しくなります。

写真や動画を送るように言われても、どんな相手に対しても絶対に送らないようにしてください。